

農業改革、いまノウチ！？

（大学・学部名）	（氏名）
東京経済大学・経済学部	林 咲希
東京経済大学・経済学部	藤野 友貴
東京経済大学・経済学部	永田 健祐
東京経済大学・経済学部	金子 修太郎

応募論文の提言部分の要約<1枚以内>

貿易自由化の流れが強まる中、日本の農業は抜本的な収益力の改善の必要性に迫られている。しかし、それには3つの問題点がある。1つ目が高齢化や世襲制による新規参入のしづらさや収入の不安定さ等の理由による農業従事者の減少である。2つ目が日本の農業技術は高いが土地が限られている分ハンデを負っているため、生産方法の工夫や、6次産業化といった経営スタイルの改善といった農業経営の向上の必要性である。この2つの問題の解決の糸口となるのが農業の法人化であり、大規模経営を基盤に、各種の経営スタイルの改善、収入の安定化、農業従事への障壁の撤廃を図り、「農業サラリーマン」という新しい雇用形態を生み出すことができる。

しかし、農業法人を行うにあたって最大の壁となるのが3つ目の問題である農地集積である。政府は耕作放棄地及び農家が所有している農地を借り入れることで農業の大規模化を推し進める「農地中間管理機構（農地バンク）」を設立した。しかし、現状は農地貸出への不安や散在する農地では借り手が付かないこと等の理由で大きな結果に実を結んでいない。私たちは、この問題は長期的な目で見れば、世代交代で自然と解決できると考えている。しかし、このまま何もせず世代交代を待っていると、耕作放棄地の増加という負の遺産を生み出してしまっただけでなく、現在散在する非活用地に参入したくとも採算性がなく足踏みしている農業法人がいるため経営改革が滞る状態が続いてしまう。つまり農業改革の進展全体のスロー化という深刻な事態に陥ってしまうのである。

以上の問題意識のもと、私たちは農業法人に対し「オプション付き農地貸借による農業経営の強化・人材確保・土壌維持」を提案する。オプション付き農地貸借とは、現状農地が散在している状態により大規模経営が困難な農地にも拘らず借りてくれた農業法人に対し、「貸借契約の更新優先権」、「補助金による貸借条件の割引」、さらに「借農地周辺農地の貸借交渉の優先権」を付与するというものである。これにより、現時点では、将来における経営スタイルの確立、大規模化の基礎作り・土壌維持のため、各地にある耕作放棄地を活用していく。そして、貸借更新時に大規模化ができるようであれば、その土地の優先的交渉権を行使して、貸借契約を結べるというものである。つまり、日本の農業が秘める将来性をオプションによって現在の権利に変換し、農業の経営改革のスピードアップに活かしていくことである。

また、付与するオプション内容に関しても、借りた土地を農業法人の経営スタイルに合わせて活用できているか、農業インターンの促進をしているか、などの視点によって変えることで、より一層農業経営改革の促進をしていくことも検討している。

1. はじめに：日本の農業の現状

2013年2月23日よりアベノミクスの政策の一環として安倍首相は事実上の環太平洋パートナーシップ（TPP）協定に正式参加を表明し、国民の関心が集まっている。首脳会議で5年程度の集中的な交渉の後、段階的に関税が撤廃されることが決まった。

実は農業の保護のため日本には400種類以上もの補助金がある（資料1.2参照）。そのため、に政策によって護られてきた経営能力が乏しい日本の農業では、TPPへの参加により安い輸入品に対抗できない農家が出てくることが予測される。日本の農業が衰退することで食の安全性や品質などにも影響が出ると考えられる（資料3参照）。

しかし、国産農産物にこだわる消費者が多いように、諸外国を上回る可能性を秘めた高い技術水準も持ち合わせている（資料4.5.6参照）。つまり、TPPや日本の農業の問題は悲観的に捉えられるばかりではなく、むしろ将来諸外国と肩を並べられるような経営能力を育み、国内のみならず海外への輸出を増やすチャンスであるとも捉えられる。

現在農業業界では、法人化や6次産業化、ハイテク化などの試行錯誤をしている。また、政府では農林水産省においてTPPの対策として2014年に公的機関として「日本農業中間機構（農地バンク）」を設立し、農業への新規参入や農地の大規模化を促進している。

そこで私たちは日本の農業が抱えるいくつかの問題点を考えた。中でも「農業従事者の減少」「農業経営向上の必要性」「農地の集積」の3つに焦点を当て、日本の古くから培ってきた技術を武器に経営改革することにより日本の農業を発展するための第一歩として農業法人にその解決を見出した（資料7参照）。本稿では、「金融の力を利用し、日本の農業の将来の収益性を原動力にこれらの問題を農業法人に積極的に取り組んでいくためのシステム」の提案を行う。

2. 日本農業が抱える3つの闇と一筋の光

① 農業従事者の減少

農業従事者はここ数年間で大幅に減少している（資料8参照）。この要因として「農業従事者の高齢化」「後継者不足」「世襲制による新規参入のしづらさ」「収入の不安定さ」「初期投資費用の高さ」「リスクの大きさ」が挙げられる。

実は、企業や法人が学生に対して行った農業に関するアンケート調査によると農業に興味関心があるという回答が約7割以上、農業を仕事にしても良いという回答が約半数を占めている（資料9.10参照）。そうであるならば、なぜ現状では農業従事者が増加しないのか。別のアンケートでは農業を仕事にしない理由が「生活が成り立つかがどうか不安」と回答した者が43.2%と一番多

い結果となっている (資料 11 参照)。

では、収入やリスクに対する解決策があれば農業に携わる若者が増えるのではないかと私たちは考えた。実際のアンケート結果においても「どのような環境や支援があれば農業に係る仕事への就職を検討するか」という問いに対し「安定した収入が見込めれば」と回答したものが1番多く約6割を占めた (資料 12 参照)。

そこで、農業経営を法人主体にし、賃金契約で農業従事者を雇う、すなわち「農業サラリーマン」という雇用形態を作り出すことで農業従事者の増加が見込めるのではないか。その理由として法人であれば大規模経営をすることで農地と作物を分散することによって特定の場所や作物が不作であっても他で補え、農業従事者の収益を安定化することができると考えられるからだ。

② 農業経営向上の必要性

日本の食糧自給率は約40%、世界最低レベルだとよく言われているが、日本の農業技術は決して低くはない。しかし、ただ高い品質を誇示するだけでなく、その効果的な生産・販売方法を考える必要がある (資料 13 参照)。そこで諸外国に勝るには「機械農業・ハイテク農業の導入」「有機農法、品種改良などを行った品質の向上」「生産方法の工夫」「6次産業化」といった経営スタイルの改善を図る必要がある (資料 14 参照)。つまり、これからの日本の農業は諸外国より一歩も二歩も勝った技術や品質を武器に高い経営力を持って競争していかなければならない。

①、②の問題に対する最も有効的な解決の糸口として注目しているのが上述の農業法人の存在である。「農業サラリーマン」という雇用形態で新たな農家を生み出し、自由貿易の国際競争下でも経営が成り立つような農業経営改革に対する投資資金を持ち合わせた農業法人こそが最も有効かつ安定的に解決できると考えている。

しかし実際に農業法人による①、②の問題の解決を図った際、現状では後述の③の問題によって阻害されてしまう。

③ 農地集積の困難さ

現在日本の農地は小規模であり、また多くの農地が散在している状態である (資料 15 参照)。諸外国に対抗するためには効率化が必要であるが、そのためには散在している農地を集積し大規模化を図る必要がある (資料 16 参照)。

現在この問題に取り組んでいるのが農地バンクである (資料 17 参照)。農地バンクにより耕作放棄地の集積化が推し進められているが2つの問題が浮上している。1つ目に農家が農地の貸し出しを躊躇していることである。農家は代々受け継がれてきた農地を他人に貸したいと考えていないことが大きな要因であ

る。2 つ目に、農地バンクに登録されている農地の借り手が見つからないことである。借り手は大規模な農地を借りることを希望しているが、農地バンクに集積される農地が小規模かつ散在しているため、借りたい農地が見つからないという状態に陥っている（資料 18 参照）。

現状この問題は国が強制的に農地を集積でもしない限り解決できない困難な問題である。しかし、長期的な視野で見れば世代交代により自然と解決でき、農地バンクは将来大きな成果を上げられると私たちは考えている。なぜなら、現役世代は高齢の方が多く、今後数十年の間に農業を引退すると思われる（資料 19 参照）。そして、引退後は、後継者不足から農地が耕作放棄地へと転ずる可能性が非常に高く、集積が容易であると考えている。

しかし世代交代するまでの間何もせずには、耕作放棄地が増加する一方であり、将来土壌不良となった農地を開墾しなおす必要が生じてしまう。それ以上に、その間農業法人が意欲的な取り組みができなくなり、日本農業の体質改善の足踏みとなることは将来土地を開墾しなおすコスト以上に致命的なこととなる（資料 20 参照）。

したがって、現在取り組むべきことは農地集積問題ではなく、それがあつた現状でも農業法人が積極的に経営改善に取り組めるような枠組みを生み出すことではないか。すなわち農地集積問題が解決するまでの期間は将来に向けた大規模化・国際競争への基盤づくりとする絶好の機会と捉えるべきだ。

3. 提案

私たちは経営改革に意欲的ではあるものの、現状利用可能な農地に採算性がなく、大規模改革を断念している農業法人に対し、「オプション付農地貸借」の提供による「農業経営の強化・人材確保・土壌維持」の促進を提案する。

オプション付農地貸借とは、将来農地バンクを通じた大規模農地集積の見通しが立った時点における「貸借契約の更新優先権」、「補助金による貸借条件の割引」、さらに「借農地周辺農地の貸借交渉の優先権」が付与された農地貸借である（資料 21 参照）。

つまりこの提案は現在時点では各地の借用可能にも拘らず非活用地となっている農地に対し、その周辺地域までを含めた将来の可能性を担保することによって、現在時点においても農業法人に大規模化の基礎作りや土壌維持のため活用してもらうことを狙いとしている。

非活用地の活用方法としては、農業法人が「オプション付農地貸借」を用い、直接非活用地を有効活用していく方法（直接方式）と、農業法人が間接的に非活用地に携わる方法（間接方式）の 2 つを基軸に考えていきたい。

① 直接方式：農業法人の新規借入による非活用地の活用（資料 22 参照）

農業法人がオプション付農地貸借によって現在利用可能な非活用地となっている農地を直接借入し、将来の大規模化を見据えた土壌維持や農業経営改革を進めていく。そして周辺農地に空きが出た際に、オプションによる交渉優先権を行使することによって新規借入を行い、規模を拡大していくことで、将来大規模農業を円滑に着手することができるだろう。

② 間接方式：農業法人の契約農家援助による非活用地の活用（資料 23 参照）

農業法人自体は農生産自体を行わないが、6次産業化の中で商工業者として間接的に農業経営にかかわる方式となる。6次産業化推進システムである「農商工連携」（資料 24 参照）と「オプション付農地貸借」を組み合わせたシステムを構築することによって将来の大規模化を見据えた土壌維持や経営改革を進めていく。

農業法人（ここでは間接的に農業に携わる商工業者）が契約農家に対して、金銭的・人的援助を行い、契約農家が周辺農地を借り入れ、農業規模拡大や品種改良・機械化の導入等、非活用地を有効に利用する。その際、土地を借りるのが法人でなくても農商工連携に基づく貸借である場合にはオプションを付与する。個人農家は援助・農地拡大による生産性向上、法人は取引量増加が見込まれ、両者両得の関係が築かれるだろう。また規模拡大に関する人手不足は、法人から契約農家に農業サラリーマンを派遣するという形でカバーする。そして、契約農家間で経営スタイルや研究成果等の良い部分を共有させることによって、農業経営改革の促進を図る。

これらの提案によって農地集積問題がある現状でも、耕作放棄地の減少、農業経営改革改善、農業サラリーマンの普及さによる農業人口増加といった日本農業の抱える諸問題の解決を図ることが可能となる（資料 25 参照）。

さらに日本農業のより好ましい展望を考える際、上記に加え農業インターンによる充実した農業体験、農場試験場による集中的な農業研究等といったことも必要になる。農業法人によるそれらの取り組みの貢献度に応じ、オプション付農地貸借の内容に変化を加えることによって、より一層日本農産業活性化を図ることが可能となると考えている。

4. インタビューを通して

今回、レポート作成にあたり『株式会社エマリコくにたち 代表取締役 菱沼勇介氏』『株式会社しゅん・あぐり 代表取締役 臼倉正浩氏』の御二方に話を伺うことができた。

農地バンクの集積実績が伸び悩んでいる現状に対する質問には、受け継いだ

農地を貸すことに抵抗があるといった理由の他にも、「農地バンクの取り組み自体はとても重要なことだが、まだまだ農家として信用に至るまでのシステムが出来上がっていない。どのように集めるのか、集めたところで借り手がつくのかといったバランスが課題としてまだ残っている。」との意見を臼倉氏から頂けた。しかし、「農地バンクはこれから様々な集積実績を積むにつれ、利用者からの意見が集まり成熟していくと期待している。農地バンクはこれからよくなる組織である。」とも仰っていた。つまり、システムの未成熟さからくる集積不足も、時間の流れが解決してくれるといえる。

また、「自由貿易下において国産品が安い海外農産物に打ち勝つ方法として、どのようなものがあるか。」という質問に対し、菱沼氏からは「大量生産による生産コストの低減や高品質化といったものは当然その手段となりえる。」、臼倉氏からは「生産者による特色、つまりブランドイメージを築き上げて生産品を購入してもらえという図式を作りあげていくこと。」との回答を頂けた。また、臼倉氏はブランドというものについて、「長い月日をかけ、消費者の安心感を築き上げることによって初めて成り立つもの。ブランドイメージの構築といったものは長い時間をかけて行っていかなければならない。」と仰っていた。現場の意見としても、日本の農業経営改革は足踏みしている暇などないという意識を窺えた。

日本農業に対する意識を共有した上で、私達の提案について率直な感想を伺ったところ、菱沼氏から「耕作放棄地の地権者に農地を貸す意思があることが条件となるが、オプションの内容は借りる側にメリットがあるものとなっていると思う。」、臼井氏から「オプションの内容についてはもう少し詰めていかなければならない部分もあるが、提案全体の大枠としてはすごく良い。」と、前置きはあるものの、全体の発想としては肯定的な意見をいただくことができた。

5. おわりに

提案内容を実際の農業現場にどれだけ近づけていけるのかといった課題はまだ残る。しかし、TPP 参加における国際競争に向け、今こそ農業経営改革をするときであり、金融の力を要するのである。日本の農業改革に秘める将来の収益性をオプションによって現在の権利に変換し、農業の経営改革のスピードアップに活かしていければこれからの日本の農業は飛躍的に発展すると確信する。日本農業にはまだまだ解決すべき課題が存在するが、まずは「オプション付農地貸借」を利用することで日本の農業改革の第一歩を踏み出すことができるだろう。

応募論文の本文＜5枚以内＞（1枚：35字×35行）

【資料1】農業関連の補助金の数

補助金は470種類ある

世界に類をみないほど過保護な日本の農業補助金。その数は470種類に上る。その中身を分類、整理し、全体像と仕組みを浮き彫りにする。

農業補助金で、ソフト、ハードと呼ぶ表現があることを御存知ですか。役所用語で推進事業、整備事業のことを指します。一般に、生産者に馴染みが深いのは、ハード事業と呼ぶ整備事業ではないでしょうか。補助対象が、機械、施設、基盤整備となっているからでしょう。これに対し、推進事業は、ソフト事業と呼ばれ、協議会や推進会議、調査事業、実証圃の取り組み等を補助の対象となっていて、一般の生産者にはちょっとなじみの薄い事業といえるでしょう。

農水省の補助事業は、「平成21年度補助事業等資料」によりますと、林野庁や水産庁の分を含めた省全体で470もあります。このうちハードを対象とする補助事業の数を官房政策課にチェックを入れましたら、「400近くあります」という返事でした。本省課長級（参事官を含む）ポストは118。1人の課長さんで4つの補助事業を監督していることになります。

<http://agri-biz.jp/item/detail/3174>

農業技術通信社の農業総合専門サイト

【資料2】農業関連の補助金の一部

新規就農支援事業について【H27年度】

項目	国 (青年就農給付金)	県 (新規就農者支援事業)	市 (新規就農サポート事業)	備考
名称	青年就農給付金(準備型)	研修奨励金	就業準備促進等事業支援金	
対象者	・45歳未満 ・就業見込者	・45歳以上60歳未満 ・県外出身の研修生	・18歳以上55歳未満 ・市外から転入し定住する就業見込者	
交付額	12.5万円/月(年150万円)	5万円/月(年60万円)	5万円/月(年60万円) ※国・県と重複する場合は、上記金額の1/2	国・市 年180万円 県・市 年150万円 県・市 年90万円 県or市 年60万円
交付期間	最長2年間	最長2年間	最長2年間(6ヵ月～2年間)	
条件	・里親研修等で研修を受ける場合 ・5年以内に経営開始計画が達成見込み ・研修終了後1年以内に就業見込み	・里親又はふくい園芸カレッジの研修者 ・研修終了後、県内で就業見込 ・就業予定年齢が60歳未満	・里親又はふくい園芸カレッジの研修者 ・研修終了後、市内で就業見込	
名称	青年就農給付金(経営開始型)	就業奨励金	新規就農者定住促進事業支援金	
対象者	・45歳未満 ・認定就農者	・45歳以上60歳未満 ・認定就農者	・20歳以上60歳未満 ・市外出身の認定就農者	
交付額	12.5万円/月(年150万円)	・非農家 15万円/月(年180万円) 1年目 10万円/月(年120万円) 2年目 5万円/月(年60万円) 3年目 5万円/月(年60万円) ・兼業農家 15万円/月(年180万円) ・専業農家 5万円/月(年60万円)	・1年目 10万円/月(年120万円) ・2年目 10万円/月(年120万円) ・3年目 5万円/月(年60万円) ※国・県と重複する場合は、上記金額の1/5	(1年目) 国・市 年174万円 県・市 年150万円 県・市 年204万円 県・市 年180万円 市 年120万円
交付期間	最長5年間	3年間(兼・専業農家出身者は1年間)	3年間	
条件	・年間所得250万円以内 ・人農地プランの中心経営体に位置付	・就業後5年度以内 ・農業法人等への就業は対象外 ・人農地プランの中心経営体に位置付	・市内において定住し、かつ就業する ・市の農業経営改善計画等の認定を受ける	
名称	—	住宅確保助成金	空き家等活用支援金	
対象者	—	・45歳以上60歳未満 ・県外出身の認定就農者	・18歳以上60歳未満 ・市外から転入し空き家等を活用し定住する就業見込者、及び就業者(就業は市内に限る)	
交付額	—	月額家賃の1/2以内(最高月26,500円) ※月額家賃53千円限度	5万円以内/月(年60万円以内) ※月額家賃から県事業助成金額を控除した額を上限とする	(最高額) 県・市 年91.8万円 市 年31.8万円 市 年60.0万円
交付期間	—	3年間(経営開始後)	最長5年間 ※上記両支援金の交付を受ける期間	
条件	—	・就業後5年度以内	空き家等の活用	
負担割合	国 10/10	県 1/2、市 1/2	市 10/10	

<http://shien39.jp/%e6%94%af%e6%8f%b4%e6%83%85%e5%a0%b1/>

三里浜砂丘地農業支援センターHPより

【資料3】日本の農業が衰退すると

日本の農業が縮小していく 怖さの本質とは？

——しかし、大きな変化には「チャンス」という一面もあると思うのですが。

もちろん、TPPと農産物市場開放を、政府の言う「ビジネスチャンス」と捉えて積極的な動きをする農業者も現れるだろうとは思いますが。でも、撤退する農業者がますます増えるのは間違いありません。結果として、農業の縮小に歯止めがかけられないどころか、拍車がかかることになるでしょう。

——農産物が安く買えることを歓迎する消費者はいても、食料自給率が下がることを積極的に歓迎する消費者は、あまりいないのではないかと思います。

最終的には、国民の選択です。農業者が「こうしよう」「こうしたい」と思って、消費の動きには抗えませんか。TPPの影響で、直接に農業者が経済的な困難に陥るといったことを含めて、いろいろな問題が表面化するでしょう。でも、それらの問題はすべて、最終的には国民に降りかかってくる問題です。

——私はこの4年ほど、生活保護問題を中心に取材・記事化しつづけていて、消費者の「下級財シフト（より安価な選択肢があれば、そちらを選択すること）」は痛感せざるを得ません。消費者には目先の生活防衛のため、そうせざるを得ない切実な事情があります。

もちろん消費者は、価格という点では、TPPの恩恵に浴することができます。市場開放すれば、為替相場など他の条件が変わらなければ、一時的には価格が下がります。ただ、それだけではなく、さまざまな問題があります。

——どういった問題でしょうか？

最大の問題は、日本の農業が縮小すれば、海外に食糧を依存することになるということです。日本国内の農業なら、政府の政策として、「農業を保護する」「農業を保護しない」という選択ができます。国民は、選挙によって政権を選択し、間接的に日本の農業をコントロールすることができます。でも、海外の農業に対しては、日本国民はどのようなコントロールもできません。

——輸入する資金を確保できれば、何らかの手段で輸入を続けられる状況を維持できれば、それで済む、という考え方もありそうですが。

日本は1億以上の人口を抱える大きな国ですが、ご承知のように既に食料の多くの部分を海外に依存しています。その日本が、さらに国内農業の基盤を弱めることになるわけです。他方、世界でつくられている農産物の多くは自国消費に向けられており、国際市場への出回り量は総生産量の一部に過ぎません。したがって、農産物の国際市場は安定的ではなく、様々なリスク要因を抱えています。こうした状況において、日本国民がコントロールすることのできる国内農業を維持することは非常に重要な課題になります。市場開放で国内の農業が縮小していくということは、日本人が自分たちの食糧をコントロールできない状況になっていくということです。日本国民が、食糧についての主権者でなくなり、「他人任せ」になることを意味します。

■ 日本の豊かな食は、これからどうなる？

——しかし消費者としては、「お金があれば買える」という考え方に流れてしまいがちです。

そうですね。現在の日本は、世界的に見て、食糧という点では恵まれている国です。外国の農産物も、国内の農産物も、たくさん手に入ります。

——大都市圏の、特に住居コストがそれほど高くなく「食」に関して消費しやすい地域では、庶民的なスーパーでも、確かに「よりどりみどり」の選択肢があります。そこでニンジンを買うとき、輸入された3本100円のものを選ぶか、千葉の名産地の1本100円のものを買うかは、懐具合しだいですが。



1935年に建てられた北海道大学農学部校舎は、大学事務局・大学附属図書館などが集まる一画にあり、夜も研究が続けられている Photo by Yoshiko Miwa

日常的に手に入る食品や、日常生活の中での外食のバラエティについては、現代の日本人は豊かな食生活を送っていると思います。そういう日本の「豊かな食」は、ある種のバランスの上に成り立っていると思います。

<http://diamond.jp/articles/-/80482?page=2>

ダイヤモンドオンライン『TPPはチャンスではない！日本の農業は確実に衰退する』より

応募論文の本文＜5枚以内＞（1枚：35字×35行）

【資料4】日本の食の安全性に関する記事

日本の「食の安全性」はTPP時代を勝ち抜く武器になるか？

ツイート いいね！

日本の食の安全意識は世界一

「食の安全性」は、最近特に世界的に関心が高まっています。日本は世界でおそらく安全性の基準値が一番厳しい国で、国民の意識も高いでしょう。発展途上国では、日本ですでに禁止になっている毒性の強い農薬を、まだ使っている国もあります。そういう農薬を使った農作物が入ってくることもあるのですが、食物検疫制度でチェックして、毒性の強い農薬が検出されたり、残留基準を上回ったりした場合は輸入禁止になります。先進国からの場合でも、アメリカで牛海綿状脳症（BSE）が発生した時には牛肉が輸入禁止になったこともありました。安全性に関して最近よく言われているのが、トレーサビリティ（履歴性）という言葉です。農産物がどこで生産されて誰が収穫し、誰が加工し、どう運ばれてきたのかを明らかにするもので、BSEの問題以降、特に注目されるようになりました。農林水産省でも新しい安全の指標として、トレーサビリティを明らかにすることに力を入れています。

安全性＝高い付加価値になる

また最近、オーガニックファーマー（有機農業）がブームになっています。農薬や化学肥料を使わないので健康にいいのですが、その分価格は高くなります。オーガニックコットンの服を選んだり、オーガニックコーヒーを飲んだりすることがファッションのような形で若者に受け入れられています。安全性が高く、かつ環境によいという意識の高さを表すためにお金を払う価値があると考えられているのです。

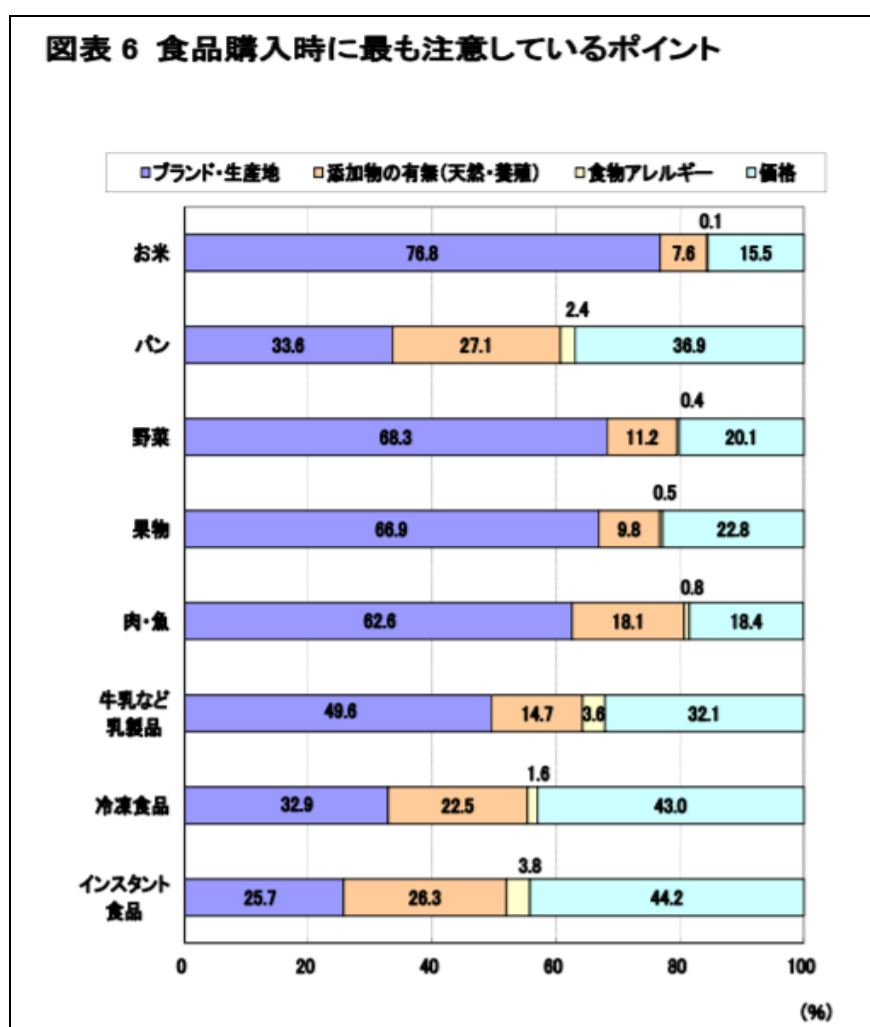
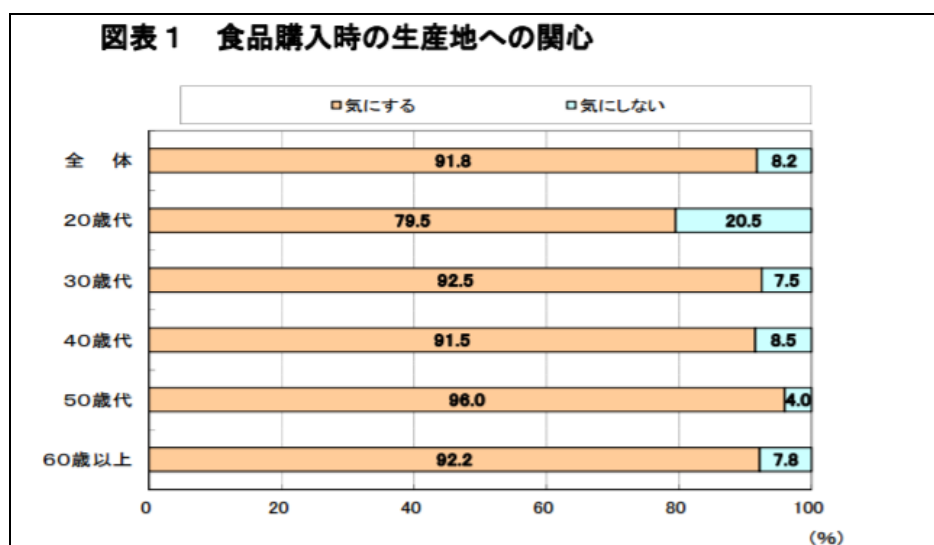


<http://yumenavi.info/lecture.aspx?GNKCD=g006101&OraSeq=46763&ProId=WNA002&SerKbn=Z&SearchMod=8&Page=1&KeyWord=%E8%BE%B2%E6%A5%AD%E7%B5%8C%E6%B8%88%E5%AD%A6>

夢ナビ編集部より

応募論文の本文＜5枚以内＞（1枚：35字×35行）

【資料5】生産地注目度アンケート



https://www.okb-kri.jp/userdata/pdf/press/20140409_shufu_shokunoanzen.pdf 株式会社 共立総合研究所『「食の安全・安心」についてのアンケート結果』より

応募論文の本文＜5枚以内＞（1枚：35字×35行）

【資料6】諸外国と対等に競争できると考えている記事

TPPに参加しても日本の農業は壊滅しない

日本米には質・価格ともに競争力がある

山下 一仁

□ バックナンバー

2011年10月4日（火）

✉ | 📄 | ☆ | 🌐 | 📘 | 🐦 | ...

米国などが参加するTPP（環太平洋パートナーシップ協定）に参加すると日本の農業は壊滅すると、農林水産省や農協が叫んでいる。

しかし、これは杞憂だ。1993年に妥結したウルグアイ・ラウンドの時に何が起きたか、思い出していただきたい。同交渉では、「一定量以上輸入しない」という数量制限を関税に置き換える「関税化」が大問題となった。農林水産省や農協に「関税では輸入が増えるのを止められない」と言われた農家は「関税化すると農業は壊滅する」と叫んだ。来日したGATT（関税および貿易に関する一般協定）事務局長が「内外価格差を関税に置き換えることが目的だ。1000%以上の関税でもよい」と言っていたのだが、農家には正しく伝わらなかった。

結局、関税化は日本農業に何の影響も与えなかった。コンニャクイモに対する約2000%をはじめ、200%を超える高い関税を設定したからだ。

唯一の例外として関税化を受け入れず、ミニマム・アクセス（低関税の輸入枠）を選択した米は、関税化していれば消費量の5%ですんだミニマム・アクセスを、ウルグアイ・ラウンド交渉で8%に拡大させられた。この負担に耐えかねて1999年、政府は米の関税化を受け入れた。しかし、関税化が遅れたペナルティとして、WTO農業協定の規定により5%ではなく7.2%のミニマム・アクセスが日本に課されることとなった。

今回のTPPではどうか？ 今回も、事実が正しく農家に伝わっていない。TPP反対集会に参加したネギ農家が、ネギの関税が3%だと知らなかったことが報道された。農業産出額で見て米を上回る野菜・果実について、関税はわずかだ。関税がゼロになっても影響ない。

高い関税率の農作物についても、10年かけてゼロにしていけばよい。なのに、TPP参加と同時にゼロになると伝わっている。例えば米1俵（60キログラム）当たりの関税は現在2万円。輸入タイ米の輸入価格は4000円なので、関税と合わせて販売価格は2万4000円する。これに対して日本米の価格は1万3000円だ。5年後に関税が1万円になったとしても、品質的に日本米と競合しないタイ米ですら、その販売価格は1万4000円で日本米を上回る。対応には十分な時間があるのだ。

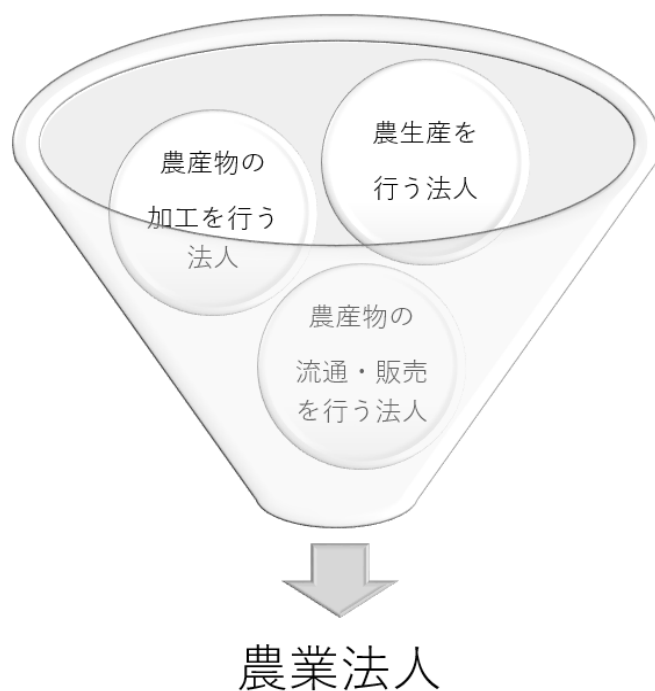
<http://business.nikkeibp.co.jp/article/manage/20110916/222678/>

日経ビジネスモバイル版より

応募論文の本文＜5枚以内＞（1枚：35字×35行）

【資料 7-1】農業法人

ここでの農業法人は、直接農業生産を行う法人だけでなく、6次産業化の流れで商工業者として農業に携わる法人も含める



筆者作成

応募論文の本文＜5枚以内＞（1枚：35字×35行）

【資料 7-2】法人化のメリット

法人化のメリット

農業経営を法人化した場合、経営上と制度上の2点において、下記のメリットがあります。

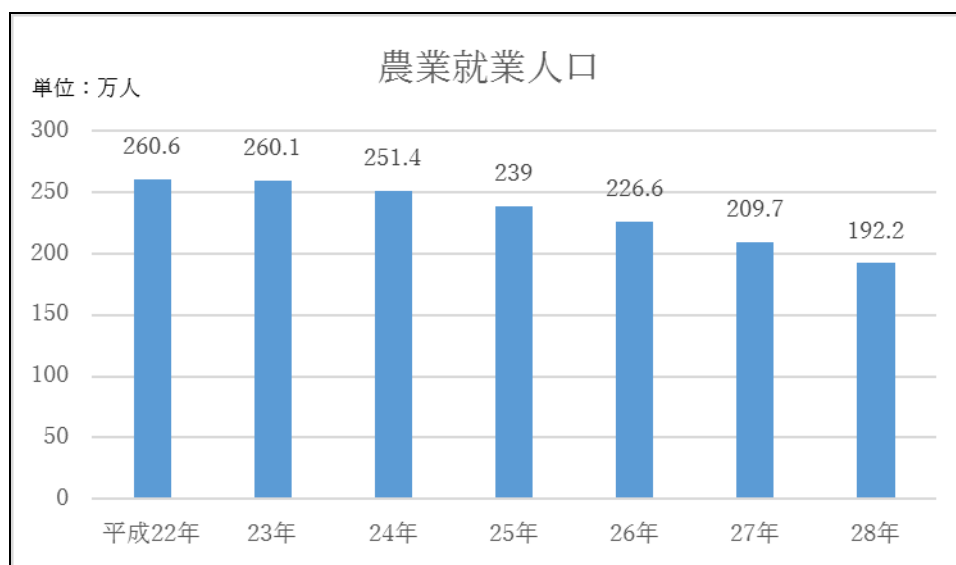
経営上の メリット	経営管理能力 の向上	1. 経営責任に対する自覚を持つことで、経営者としての意識改革を促進 2. 家計と経営の分離による、経営管理の徹底
	対外信用力 の向上	1. 計数管理の明確化や各種法定義務(設立登記、経営報告等)を伴うため、金融機関や取引先に信用力を示す事が可能 2. 「企業」としてのイメージ向上により、商品取引や従業員の雇用等が円滑化
	人材の確保 ・育成	1. 労働環境の整備により従業員の待遇向上、雇用が円滑化 2. 法人に就職することで初期負担なく経営能力、農業技術の習得が可能なことから、新規就農者の確保が容易
	経営継承の 円滑化	1. 法人の役員、社員等の中から有能な者を後継者として確保することが可能 2. 法人として経営・取引を行うことで、事業継承後も対外信用力が継続
制度上の メリット	税制面での 優遇	1. 所得の分配による事業主への課税軽減 2. 定率課税の法人税の適用 3. 役員報酬の給与所得化による節税 ・役員報酬は法人税において損金算入が可能 ・所得税において役員が受け取った報酬は給与所得控除の対象となる 4. 使用人兼務役員給与の損金算入 5. 退職給与等の損金算入 6. 欠損金の9年間繰越控除(青色申告法人に限る・個人は3年間) 7. 農業経営基盤強化準備金の活用(青色申告法人で認定農業者に限る)
	社会保障制度	1. 社会保険、労働保険の適用による農業従事者の福利増進 2. 労働時間等の就業規則の整備、給与制の導入による就業条件の明確化
	制度資金	1. 融資限度額の拡大(認定農業者に限る) 2. 農業経営基盤強化資金(スーパーL資金) ・貸付限度額：個人3億円(特認6億円)、法人10億円(特認20億円) ・円滑化貸付：最大1億円の無担保・無保証貸付(認定農業者に限る)
	農地の取得	1. 農地中間管理機構が農用地等を現物出資することにより農地取得の負担軽減

http://hojin.or.jp/standard/what_is/what_is.html

公益社団法人日本農業法人協会より

応募論文の本文<5枚以内>（1枚：35字×35行）

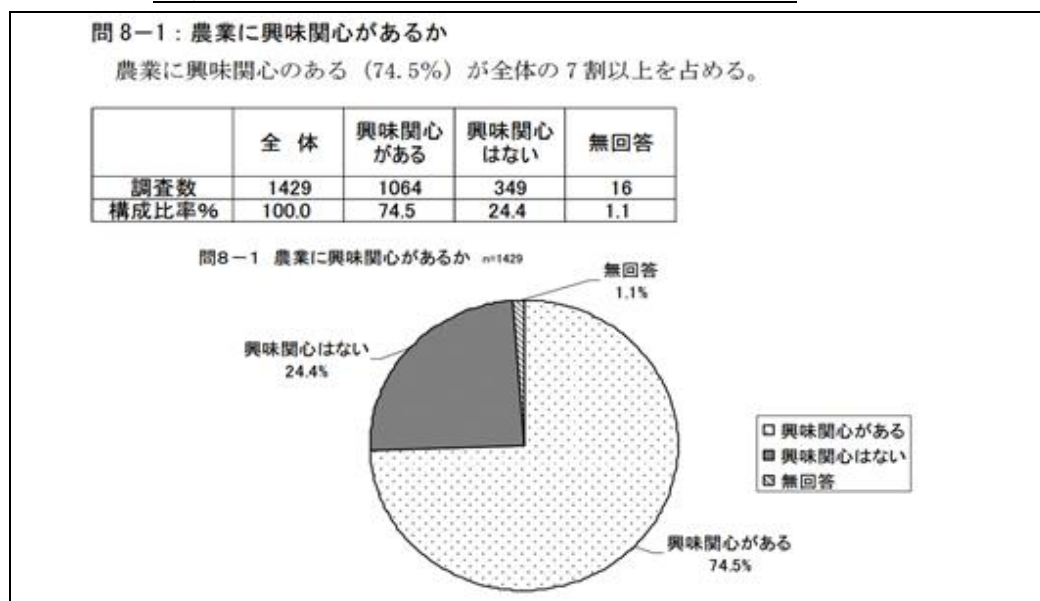
【資料 8】農業従事者数の動向



<http://www.maff.go.jp/j/tokei/sihyo/data/08.html>

農林水産省 HP のデータより筆者作成

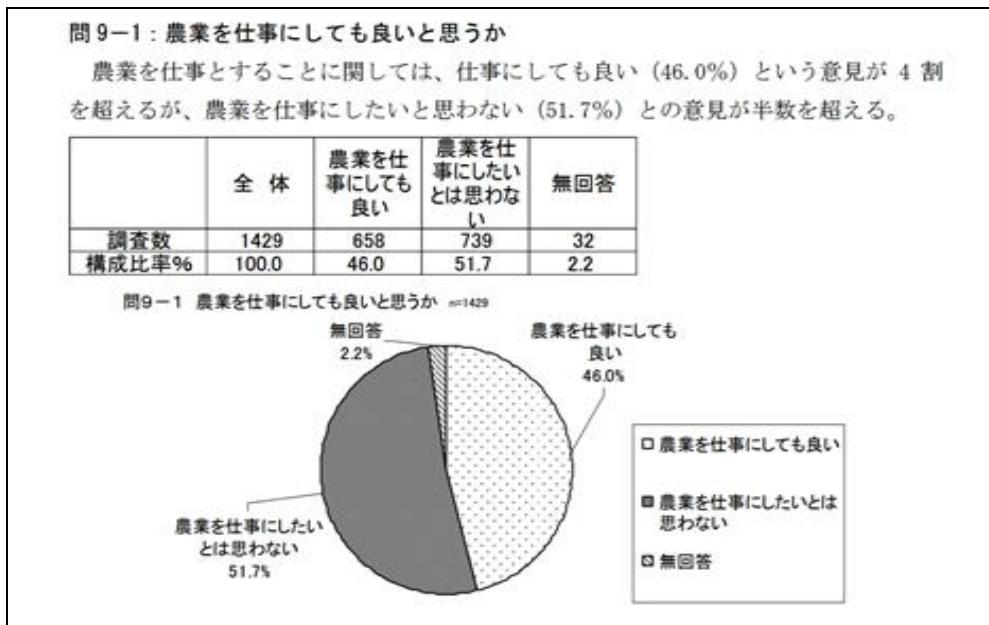
【資料 9】「農業に興味関心があるか」のアンケート



http://www.sodateage.net/delivery/agri_report.pdf

特定非営利活動法人 「育て上げ」 ネット 『平成 19 年度収納量差研究事業報告書』より

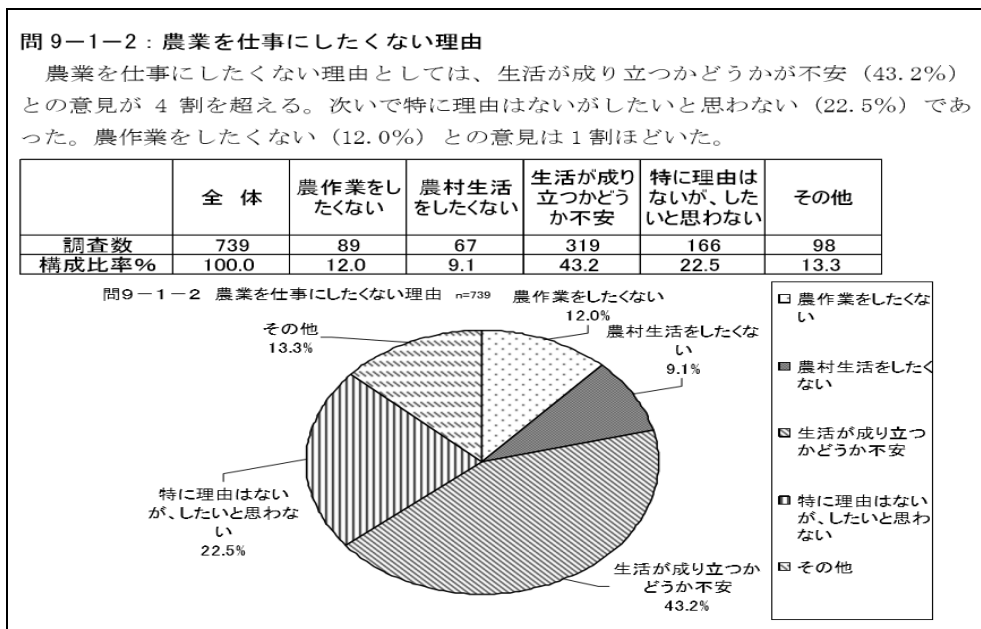
【資料 10】「農業を仕事にしても良いと思うか」のアンケート



http://www.sodateage.net/delivery/agri_report.pdf

特定非営利活動法人 「育て上げ」 ネット 『平成 19 年度収納量差研究事業報告書』より

【資料 11】「農業を仕事にしたいくない理由」のアンケート



http://www.sodateage.net/delivery/agri_report.pdf

特定非営利活動法人 「育て上げ」 ネット 『平成 19 年度収納量差研究事業報告書』より

応募論文の本文<5枚以内>（1枚：35字×35行）

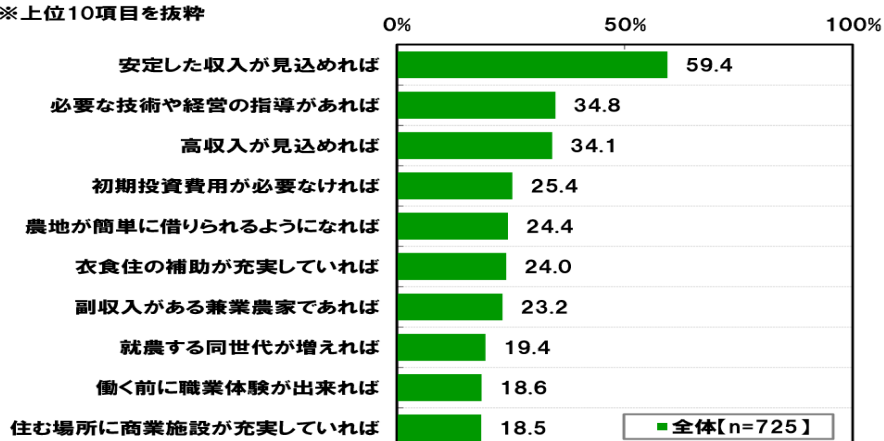
【資料12】「どのような環境や支援があれば農業にかかわる仕事への就職を検討するか」のアンケート

◆どのような環境や支援があれば農業に関わる仕事への就職を検討するか
（複数回答形式）

対象：農業に関わる仕事に「どちらともいえない」

「どちらかといえば就職したくない」「就職したくない」人

※上位10項目を抜粋



<http://www.pal.or.jp/group/research/2013/130626/research.pdf>

パルシステム生活協同組合連合会 『農業に興味がある学生の実態量差 2013』
より

【資料13】高品質でも現状では売れないという記事



さよなら「貧農史観」

高品質の日本の農産物が 海外で売れない理由

2012/01/18 昆 吉則

「日本の農産物は品質が良いから海外で売れる」と思う読者は多いはずだが、現実とは違う。政府は農産物輸出を農政の重要テーマに掲げるが、農水省のやり方は現地で失笑を買っている。一方、日本よりも小さな面積のオランダが農産物輸出で世界第2位になれたのはなぜか。

11月初旬、オランダの経済・農業・イノベーション省の招待で同国を訪ねた。筆者はここで、世界から取り残されている日本農業の現実を痛感することになった。

高級品でも売れない理由

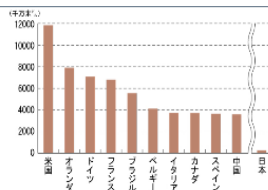
我が国の農業界は、数十年間、世界で最も豊かで大きなマーケットの中にあつた。それに安住した結果、日本の農業はおよそ先進国とは思えない“精神の鎖国”のままである。世界と比較しても技術水準が高く、海外マーケットでも十分にビジネスチャンスがあると思える花や野菜、果実なども、輸入品に「怯える」だけで、海外マーケット開拓への熱意が感じられない。

農林水産省によれば、2010年の日本の農林水産物輸出の総額は4920億円。農産物だけに限定すれば2865億円に過ぎない。グラフを見れば、日本の農産物輸出の少なさは突出している。

政府は輸出促進を農政の重要テーマとして掲げるが、実態はあまりにも寂しい。農水省のホームページには「海外の高級店等において、日本産品を取り扱うアンテナショップを設置し、日本産品を販売する場を提供します」とある。09年度に行った事業の例として、アラブ首長国連邦での報告が紹介されている。そこで展示販売されたのは、1玉9600円のメロン、1個3800円の梨、1300円のリンゴ、1900円の柿などだそう。

果たしてこれが日本の農産物のマーケット開発につながる取り組みなのだろうか。筆者は数年前に『農業経営者』の読者とともに、ドバイのホテルや流通業者に販路を求めて営業をしたことがある。その折、ドバイの高級スーパーで日本の農水省から委託を受けたコーナーを担当するマネージャーに話を聞いた。彼は「棚の使用料は買っているのに売れなくても損はない」と笑っていた。客として来ていた駐在の日本人も、その値段を見て「こんな値段では買えない」と呆れていた。つまり、税金を使って失笑を買っているのが現実なのである。

「日本の農産物は品質が良いから高級マーケットで売れる」というつもりがもしもあれが、世界各地で展開しているアンテナショップは、自慢話をしているようなもので、戦略的マーケティングとは言えない。むしろ日本国内向けのパフォーマンスに過ぎない。



◎農産物輸出ランキング 日本

は・・・九州とほぼ同面積のオランダが790億ドルと世界第2位。一方、日本は21位で、27億ドルと桁違いに少ない。
注：数値は2008年 出所：FAO statistical yearbook 2010

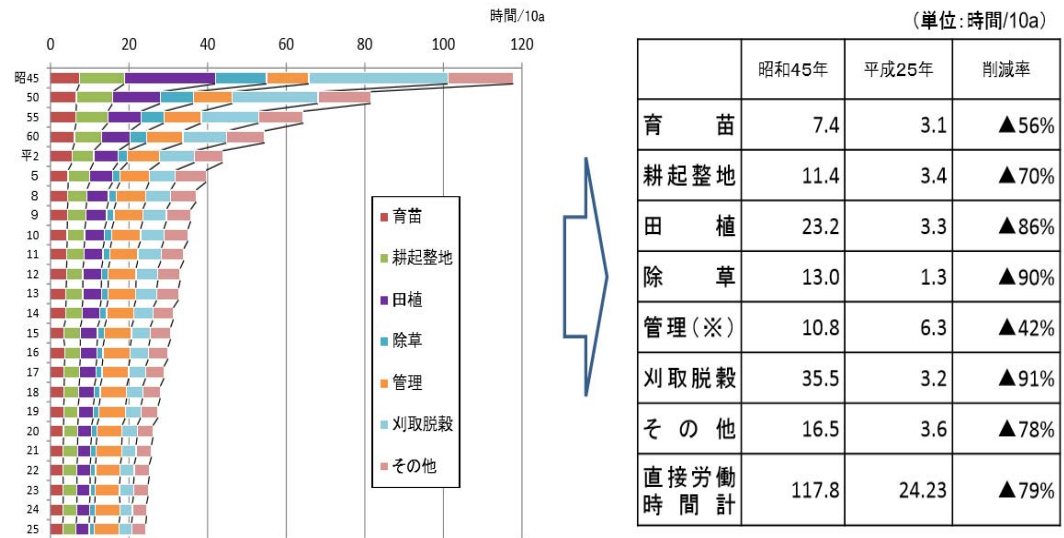
[拡大画像表示](#)

<http://wedge.ismedia.jp/articles/print/1655> 株式会社ウェッジのサイトより

【資料 14-1】機械化による労働時間の低減

- 水稲作の労働時間は、特に耕起整地、田植、刈取脱穀等の作業については機械化が進んだことから大幅に減少。
- 一方、管理作業等については、これらの作業ほど労働時間の縮減が進んでおらず、農業者から管理作業の効率化に資する農業機械の開発の要請が強い。

○ 水稲作10a当たり直接労働時間の推移(全国平均)



資料:農林水産省「米生産費統計」から作成

※畦畔の草刈り、灌漑等の作業

http://www.maff.go.jp/j/council/sizai/kikai/25/pdf/ref_data3_2.pdf

農業資材審議会農業機械化分科会 第25回（平成28年3月31日）配布資料より

応募論文の本文<5枚以内> (1枚: 35字×35行)

【資料 14-2】 ハイテク農業の例 LED 人工光型植物工場

NEWS

2014.07.15 TUE 08:50

世界最大級の「植物工場」、宮城に新設

宮城県で、世界最大級のLED照明を使った屋内レタス農場がオープンした。クリーンルームの無農薬栽培で、既存の農法と比べて面積効率率は100倍、成長速度は2.5倍、水の使用は1%という。

TEXT BY DUNCAN GEERE

PHOTO BY GE

TRANSLATION BY RYO OGATA, HIROKO GOHARA/GALILEO

WIRED NEWS (UK) 



日本で新たに開設された屋内農場は、植物の成長に最適化された波長のLEDを備えている。

この農場（植物工場）をつくったのは株式会社みらい 。嶋村茂治社長は植物生理学者でもある。

宮城県でオープンしたこの農場は、ソニーの半導体工場だった建物の中にある。面積が約2,300平方メートルと、LED照明による屋内農場としては世界最大級で、すでに1日あたり約10,000株のレタスを生産している。

LED照明により、植物の昼と夜のサイクルを、最も効率のよい生産ができるよう調整できる（植物は昼に光合成して、夜に呼吸する）。この屋内農場では、レタスの成長スピードは2.5倍になり、生産物の廃棄も、従来の農場の収穫の約50%から約10%に減少した。しかし、この屋内農場でいちばん感動的なのは、厳格な環境制御と水を循環して利用する方式により、水の使用量が屋外農場のわずか1%で済むところだ。

<http://wired.jp/2014/07/15/indoor-farm/>

wired 『世界最大級の「植物工場」、宮城に新設』 より

応募論文の本文＜5枚以内＞（1枚：35字×35行）

【資料 14-3】有機農法・需要

そもそも有機農業とは？

先に述べたように有機農業は化学肥料や農薬を使用しない農法です。ただしその厳密な定義は各国によって異なります。例えば日本の有機JAS規格では、天然由来であれば化学肥料と全く同じ成分の肥料の使用が一部認められています(2)。有機JAS規格では作物の主要な栄養源となる窒素を無機肥料として与えることはできませんが、アメリカの規格では天然の硝酸ナトリウム(化学肥料と全く同じ成分のもの)を窒素源として与えた作物を有機食品として販売することができます。このようにある国では有機野菜として販売できる作物が、他の国では有機野菜として販売できないケースもあります。



世界規模での有機食品の市場は拡大しており、この5年間の売上の増加は年率約10%にもなります(3)。売上の8割は北米とヨーロッパが占める一方で、有機農業の農場の半分がオーストラリアや南米、アジアにあります。本来、有機農業の目的には化石燃料の使用削減も含まれますが、先進国での有機野菜の需要拡大は輸出市場として魅力的で、農場の拡大・工業化を推し進め、1,000 kmも離れた場所へ輸出している農場もあるようです。

<http://www.sansui-co.com/topics/organic.html>

株式会社アドバンテック・サンスイ「有機農業の現状や問題点について」より

【資料 14-4】品種改良による消費者・農家のメリット

Q38. 遺伝子組換え技術を使うと消費者にどんなメリットがあるのですか。

Answer

次の質問へ▶

遺伝子組換え技術は、食品の風味を改善したり、より栄養価の高い食品を作ったり、食品の機能性を高めたり、また食品の生産性を向上させるなど、私達消費者にもさまざまなメリットをもたらします。具体的には次のような例があります。

1. 現在米国で販売されているプレーバーサーバートマトは、作物の成熟に係る遺伝子の働きを調整することによって、流通過程でトマトが腐ってしまうことを防ぐことが可能になりました。畑で出荷直前まで成熟させることが可能になったことで、畑で熟した美味しいトマトを食べることができるようになりました。
2. コレステロールを下げる働きがあることが報告されているオレイン酸の含有量を増加させ、より健康に良い脂肪酸組成を持つように改良された大豆も、米国では既に商品化されています。
3. 食品中のアレレルゲン(アレルギーの原因となる物質)の含有量が少ない農作物は、米などで研究が進められています。これが実用化されれば食品アレルギーの患者さんには大きなメリットがあります。
4. 毎日の食事を通して貧血を防ぐことを目標に、お米の鉄分を増やす研究が進められています。このような鉄分の多い米は貧血予防に有効です。

このような消費者個人個人へのメリットに加えて、私たち全体への大局的なメリットもあります。遺伝子組換え技術を利用することによって、私たちの食糧を安定的に供給することが出来るようになります。病害虫に対する抵抗性を向上させた作物は、農薬の散布量を減らし、環境を保全しながら病害虫による収量や品質の低下を防ぐ有効な手法です。また将来は、遺伝子組換え技術によって、塩害や冷害で現在は作物を栽培できない地域でも作物が栽培できるようにする取り組みも行なわれています。

Q39. 遺伝子組換え技術を使うと農家にどんなメリットがあるのですか。

Answer

次の質問へ▶

除草剤や殺虫剤の散布回数が減るので、薬品代や薬品の撒くために必要な人件費などの費用が減り、さらに害虫や雑草による収穫や品質の低下も避けられます。また、薬品の散布にとりもなう重労働も軽減されます。

【害虫抵抗性作物】

害虫による被害で作物の収量が減少しないように、通常は殺虫剤をまきます。しかし、殺虫剤をまいても防除しづらい害虫もあります。その一例がトウモロコシを食害するアワノメイガと呼ばれるガの一種です。この虫はトウモロコシの茎の中を食害するので、殺虫剤をまいても効果が薄く、毎年多大な被害を与えています。アメリカでは、3,237万ヘクタールのトウモロコシ畑のうち、およそ75%がアワノメイガの食害を受けており、殺虫剤を散布しても半数以下のアワノメイガしか防除できず、収量の低下は年によって異なりますが6~30%に及ぶと言われています。しかし遺伝子組換えにより、細菌の一種、*Bacillus thuringiensis* のBtタンパク質生産遺伝子(→Q33, Q34)を取り出し、トウモロコシに導入するのに成功したので、この品種を栽培すれば、アワノメイガによる収量の低下は避けられるようになります。

【除草剤耐性作物】

雑草による収量の低下や雑草種子の混入による収穫物の品質低下(ナタネの場合)を避けるには、除草剤の散布が必要です。今までは、作物に被害を与えず他の全ての雑草が枯れるような除草剤はなかったため、特定の雑草を枯らす除草剤(選択性除草剤)を何種類も組み合わせることで何回も施用するしかなく、重労働を強いられ、除草剤の使用にとりもなう費用がかさんでいました。しかし遺伝子組換えにより、除草剤耐性品種が出たので、雑草全てを枯らす除草剤(非選択性除草剤)を使用することが出来るようになりました。今回、耐性品種が作られた非選択性除草剤(ラウンドアップやバスタなどの商品名で販売されています)は作物の生育初期ないし中期に1~2度散布すればよいので経済的です。また環境中で速やかに水と二酸化炭素にまで分解され、作物中や土壌中に残留することがないので、従来の農薬よりも環境に与える影響が少なくなると考えられます。

http://www.jba.or.jp/top/bioschool/seminar/q-and-a/qa_06.html

みんなのバイオ学園「遺伝子組換え技術について」より

応募論文の本文＜5枚以内＞（1枚：35字×35行）

【資料 14-5】生産方法の工夫

- 農業生産性向上のためには、ヒト（就農者）、モノ（農地）、カネ（金融）面での規制緩和、各種インセンティブの付与などが求められる。規制緩和に関しては、まずは特区で先行的に対応し、効果を「可視化」することも一案。例えば、①農業生産法人の経営にIT知識や経営感覚のある者等が参画するなど一層合理的な経営ができるようにする、②農地の集約化による生産効率向上のための農地賃貸の促進、③6次産業化ファンドの積極活用、④農地の集約を促進する農地税制や農業機械等の加速度償却などの税制面のあり方を見直すことなどが考えられる。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/skkaigi/dai2/siryous5-2.pdf>

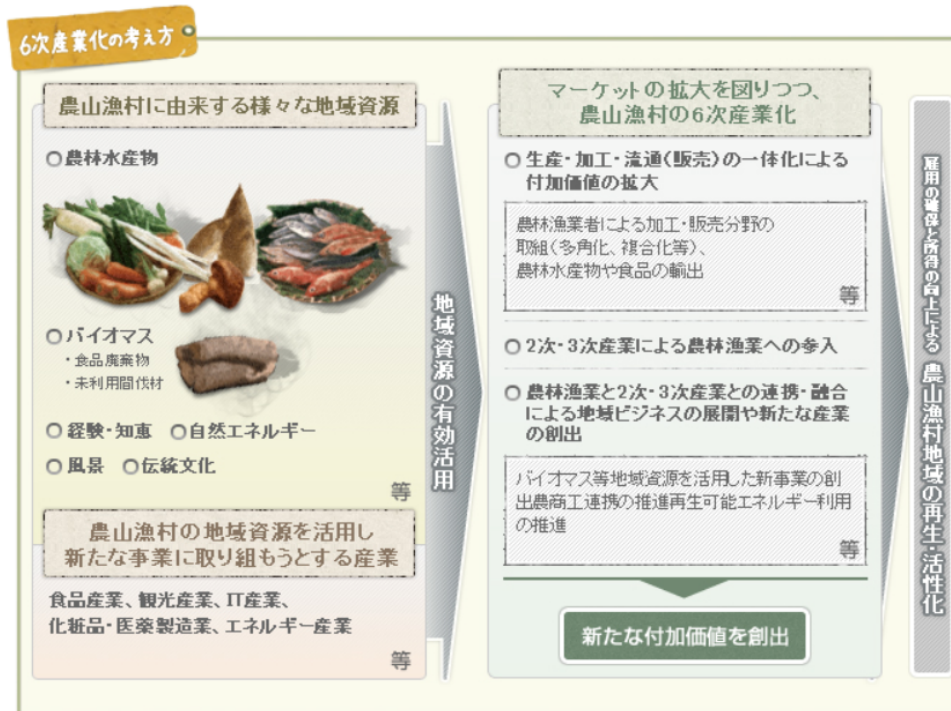
首相官邸 日本経済再生本部 「第2回 産業競争力会議 配布資料5-2」より

【資料 14-6】6次産業化について

農山漁村には、有形無形の豊富な様々な資源「地域資源」（農林水産物、バイオマス、自然エネルギー、風景・伝統文化など）に溢れています。

6次産業化とは、それら「地域資源」を有効に活用し、農山漁業者（1次産業従事者）がこれまでの原材料供給者としてだけでなく、自ら連携して加工（2次産業）・流通や販売（3次産業）に取り組む経営の多角化を進めることで、農山漁村の雇用確保や所得の向上を目指すことです。

こうした経営の多角化（6次産業化）の取組は、地域の活性化に繋がることが期待されています。



<http://6-ch.jp/siru.html>

6次産業化ポータルサイト 6チャンネル 「6次産業化を知りたい」より

【資料 15】日本の農地面積

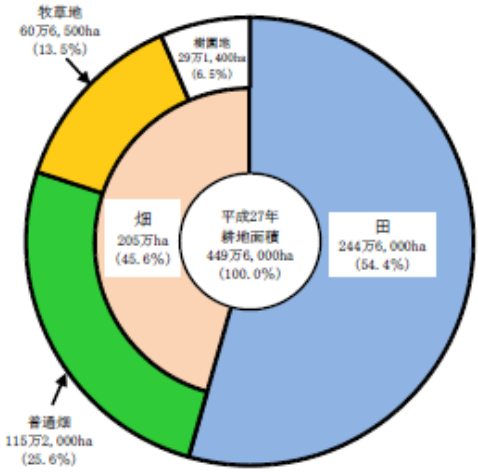
平成27年耕地面積
（7月15日現在）

－ 耕地面積は449万6,000haで、前年に比べ0.5%減少 －

【調査結果の概要】

- 1 全国の耕地面積（田畑計）は449万6,000haで、前年に比べ2万2,000ha（0.5%）減少した。
- 2 田の耕地面積は244万6,000haで、前年に比べ1万2,000ha（0.5%）減少した。
- 3 畑の耕地面積は205万haで、前年に比べ1万ha（0.5%）減少した。
- 4 畑耕地の種類別面積は、普通畑は115万2,000haで前年に比べ5,000ha（0.4%）、樹園地は29万1,400haで、4,200ha（1.4%）、牧草地は60万6,500haで、1,300ha（0.2%）それぞれ減少した。

図1 耕地種類別面積及び割合



http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/menseki/pdf/menseki_kout_i_15.pdf

農林水産省統計部『耕地及び作付面積統計』より

	日本	米国	カナダ	中国	インド	ドイツ
国土面積 (万ha)	3,780	98,315	99,847	95,629	32,873	3,572
農地面積 (万ha)	455	40,871	6,535	51,455	17,930	1,666
国土に占める 農地の割合 (%)	12	41.6	6.5	53.8	54.5	46.7

※資料:FAO統計（2012年）

http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kaigai_nogyo/

農林水産省 HP より筆者作成

【資料16】一戸当たりの農地面積比較

各国の平均農業経営面積比較

14.02.27 予算委員会
篠原 孝

		平均経営面積 (ha)	対日本比 (倍)
日本	(2012年)	2.3	1
韓国	(2011年)	1.5	0.6
アメリカ	(2011年)	170.0	73.3
オーストラリア	(2011年)	3024.8	1303.8
カナダ	(2011年)	315.0	135.8
EU(27) (2010年)		14.3	6.2
	ドイツ	55.8	24.1
	フランス	53.9	23.2
	イギリス	84.0	36.2

資料：「農業構造動態調査」、USDA/NASS資料、
EU農業センサス2010(速報値)、韓国統計庁

参考：

○日本の総面積37万km²(3,700万ha)≒アメリカのトウモロコシ栽培面積35万km²(3,536万ha)

○日本の飼料用穀物(トウモロコシ、コウリヤン)、1,197万tの生産に必要な面積は、163.2万ha
と日本の総耕地面積の約3分の1

<https://www.dpi.or.jp/download/14236.pdf>

民主党（現民進党）「各国の平均農業経営面積比較」より

応募論文の本文<5枚以内>（1枚：35字×35行）

【資料 17】農地バンクについて

農地中間管理機構とは、「農地の中間的受け皿」として平成26年度に農林水産省が全都道府県に設置した公的機関のことである。

農地中間管理機構は

- ・ 農業をリタイアするため農地を貸したいとき
- ・ 利用権を交換して、分散した農地をまとめたいとき
- ・ 新規就農するため農地を借りたいとき

に活用できる。

<http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/kikou/>

農林水産省 HP より筆者作成

担い手への農地集積/耕作放棄地の発生防止・解消の抜本的な強化

【現状等】

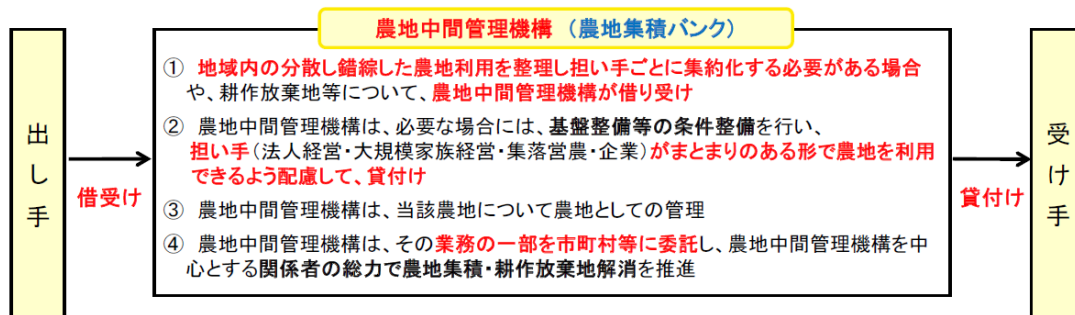
- この20年間で、耕作放棄地は約40万ha（滋賀県全体とほぼ同じ規模）に倍増。
- 担い手の農地利用は、全農地の5割。

目 標

- 今後10年間で、**担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造を実現**（農地の集積・集約化でコスト削減）

政策の展開方向

1. 農地中間管理機構の整備・活用（法整備・予算措置・現場の話し合いをセットで推進）



2. 耕作放棄地対策の強化

- 既に耕作放棄地となっている農地のほか、耕作していた所有者の死亡等により耕作放棄地となるおそれのある農地（耕作放棄地予備軍）も対策の対象とする。
- 農業委員会は、所有者に対し、農地中間管理機構に貸す意思があるかどうかを確認することから始めることとする等、**手続の大幅な改善・簡素化**により、耕作放棄状態の発生防止と速やかな解消を図る。
- 農地の相続人の所在がわからないこと等により所有者不明となっている耕作放棄地については、公告を行い、都道府県知事の裁定により農地中間管理機構に利用権を設定。

<http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/kikou/attach/pdf/index-19.pdf>

農林水産省「中間管理機構の概要」より

応募論文の本文＜5枚以内＞（1枚：35字×35行）



各都道府県の農地中間管理機構一覧

各都道府県の機構のホームページのリンク先、問い合わせ先は以下のとおりです。

名称（各機構のホームページヘリンク） （外部リンク）	電話 番号	名称（各機構のホームページヘリンク） （外部リンク）	電話 番号
（公財）北海道農業公社 リンク	011-241-7551	（公財）滋賀県農林漁業担い手育成基金 リンク	077-523-4123
（公財）あおもり農林業支援センター リンク	017-773-3131	（公社）京都府農業総合支援センター リンク	075-417-6868
（公社）岩手県農業公社 リンク	019-651-2181	（一財）大阪府みどり公社 リンク	06-6266-8916
（公社）みやぎ農業振興公社 リンク	022-275-9192	（公社）兵庫みどり公社 リンク	078-361-8114
（公社）秋田県農業公社 リンク	018-893-6223	（公財）なら担い手・農地サポートセンター リンク	0744-21-5020
（公財）やまがた農業支援センター リンク	023-631-0697	（公財）和歌山県農業公社 リンク	073-432-6115
（公財）福島県農業振興公社 リンク	024-521-9845	（公財）鳥取県農業農村担い手育成機構 リンク	0857-26-8349
（公社）茨城県農林振興公社 リンク	029-239-7131	（公財）しまね農業振興公社 リンク	0852-20-2870
（公財）栃木県農業振興公社 リンク	028-649-0818	（公財）岡山県農林漁業担い手育成財団 リンク	086-226-7423
（公財）群馬県農業公社 リンク	027-251-1220	（一財）広島県森林整備・農業振興財団 リンク	082-541-6192
（公社）埼玉県農林公社 リンク	048-558-3555	（公財）やまぐち農林振興公社 リンク	083-924-0067
（公社）千葉県園芸協会 リンク	043-223-3011	（公財）徳島県農業開発公社 リンク	088-624-7247
（公財）東京都農林水産振興財団 リンク	042-528-0505	（公財）香川県農地機構 リンク	087-831-3211
（公社）神奈川県農業公社 リンク	045-651-1703	（公財）えひめ農林漁業振興機構 リンク	089-945-1542
（公財）山梨県農業振興公社 リンク	055-232-2760	（公財）高知県農業公社 リンク	088-823-8618
（公財）長野県農業開発公社 リンク	026-234-0777	（公財）福岡県農業振興推進機構 リンク	092-716-8355
（公社）静岡県農業振興公社 リンク	054-250-8988	（公社）佐賀県農業公社 リンク	0952-20-1590
（公社）新潟県農林公社 リンク	025-285-8442	（公財）長崎県農業振興公社 リンク	095-894-3848
（公社）富山県農林水産公社 リンク	076-441-7394	（公財）熊本県農業公社 リンク	096-213-1234
（公財）いしかわ農業総合支援機構 リンク	076-225-7621	（公社）大分県農業農村振興公社 リンク	097-535-0400
（公社）ふくい農林水産支援センター リンク	0776-21-8313	（公社）宮崎県農業振興公社 リンク	0985-51-2011
（一社）岐阜県農畜産公社 リンク	058-215-6434	（公財）鹿児島県地域振興公社 リンク	099-223-0223
（公財）愛知県農業振興基金 リンク	052-951-3288	（公財）沖縄県農業振興公社 リンク	098-882-6801
（公財）三重県農林水産支援センター リンク	0598-48-1228		

http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/kikou/kikou_ichran.html

農林水産省 HP より

応募論文の本文＜5枚以内＞（1枚：35字×35行）

【資料 18】 農地の借り手が見つからない



・・・農地バンクの登録された非活用農地



・・・貸し出しを躊躇している農家の農地



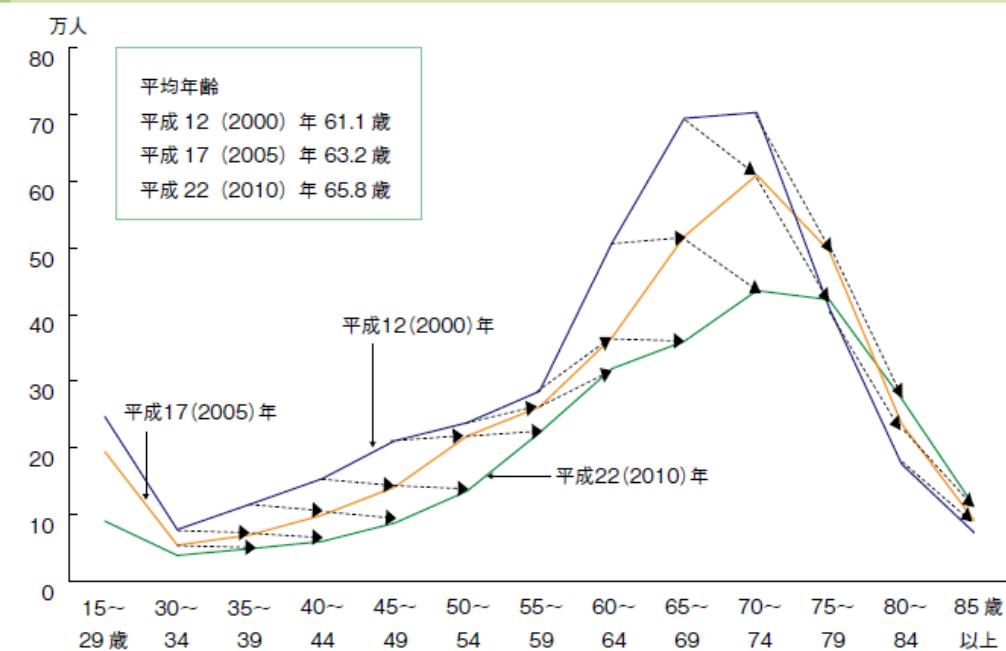
・・・現役で働いている農家の農地

<http://www.tochikatsuyou.net/farmland/nouchi-bank/>

土地カツ net より筆者作成

【資料 19】 農業従事者の年齢

図 2－60 年齢別農業就業人口



資料：農林水産省「農林業センサス」

http://www.maff.go.jp/j/wpaper/w_maff/h22/pdf/z_2_3_2.pdf

農林水産省「農業就業者の動向」より

【資料 20】農業法人が足踏みしている記事

集落営農組織 法人化率 8%足踏み

実務負担増など壁

2016年07月23日 10時26分

■県、JA経営強化へ支援本腰

農業経営の基盤を強化するため国が推奨している集落営農組織の法人化で、佐賀県内は2月1日現在、598組織中48組織の8・0%と、全国平均の27・9%を大きく下回っていることが農水省の調べで分かった。6月末現在でも、県に設立を届けた法人は59組織にとどまる。県やJAは「今は集落営農が機能していても、今後離農者がさらに増えれば対処できなくなることが増えてくる」と法人化の必要性を訴え、支援に本腰を入れている。

集落営農組織の法人化は、農村の高齢化や担い手不足が深刻となる中、耕作代行や農地集積を進めるとともに、加工・販売など事業の多角化で経営体質を強化して農地を維持するのが狙い。法人格を持つことで農機や加工機など、将来の投資を見据えた内部留保も可能となる。雇用保険や労災保険に加入し、若い担い手を継続的に雇用することも比較的容易となる。

▼義務的色彩

また、15年度産からは「経営所得安定対策」の加入要件の一つとして、集落営農の法人化に関しては「（各市町村が）確実に行われると判断するもの」という要件が加わった。補助金や交付金の受け皿になるための必要条件となっており、法人化は努力目標から義務的な色彩が強くなっている。

こうした状況の中、法人化が進まない理由として、県内の生産現場からは「従来の集落営農組織が機能している状況で、法人化に取り組む積極的な理由が見いだせない」との声も挙がる。経理や財務の実務負担があるほか、土地利用権を法人に設定する関係上、「先祖伝来の土地を手放すことになるのでは」という錯覚もあるという。

▼目標7割

農水省調査では、全国の393組織が本年度中に法人化する意向を示し、設立総会が相次いでいるが、ある法人の代表は「補助金の約束を果たす必要に迫られてのこと」と話し、今後の登記など具体的な日程は“空白”のままという。

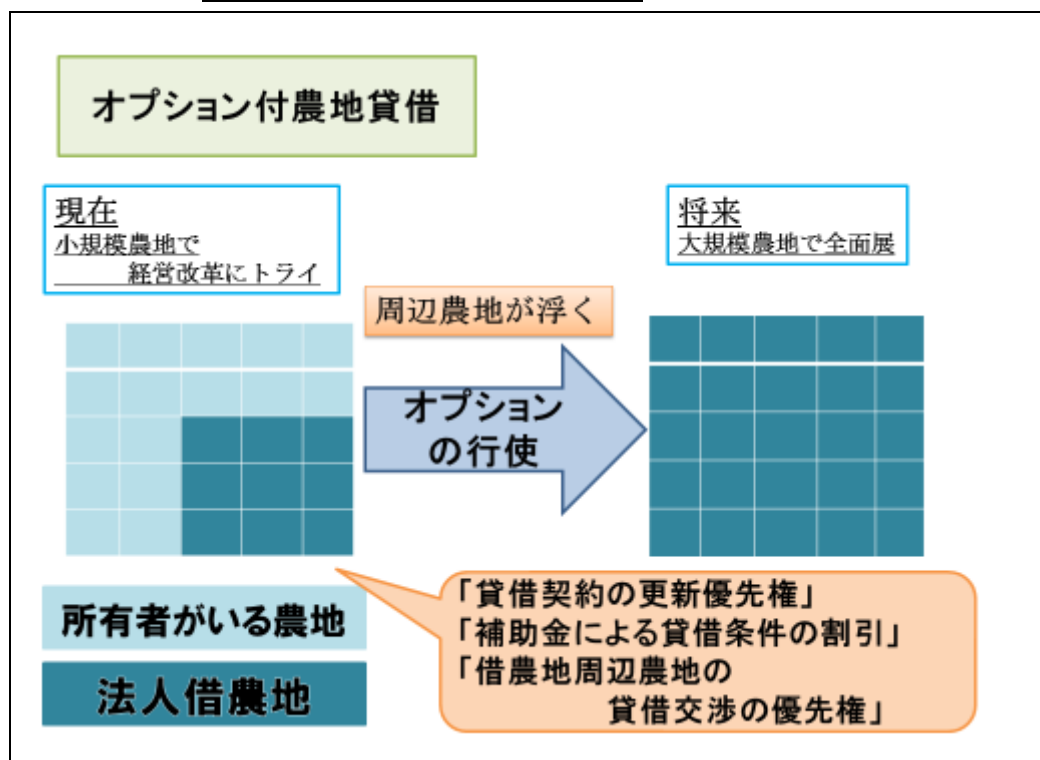
こうした現状を踏まえて県は、国庫負担で必要経費を一律40万円支給する事業に上乗せする形で、農機や事務用品の購入、税理士への相談、野菜など新規作物の試作費用についても、半額（上限70万円）を補助する制度を設けた。農地を交換して集団化に取り組む場合はさらに上乗せがあり、20年度までに全体の7割程度の組織が法人化することを目標にしている。

法人化支援を担当するJA佐賀中央会農業対策部の杉原浩樹部長は「今後10年で離農者が一気に増えることも予想される。法人化以外にも道はあるが、農地を守る手だての一つとして組織内で議論することは大事」と強調する。

<http://www.saga-s.co.jp/column/economy/22901/336660>

佐賀新聞 LIVE より

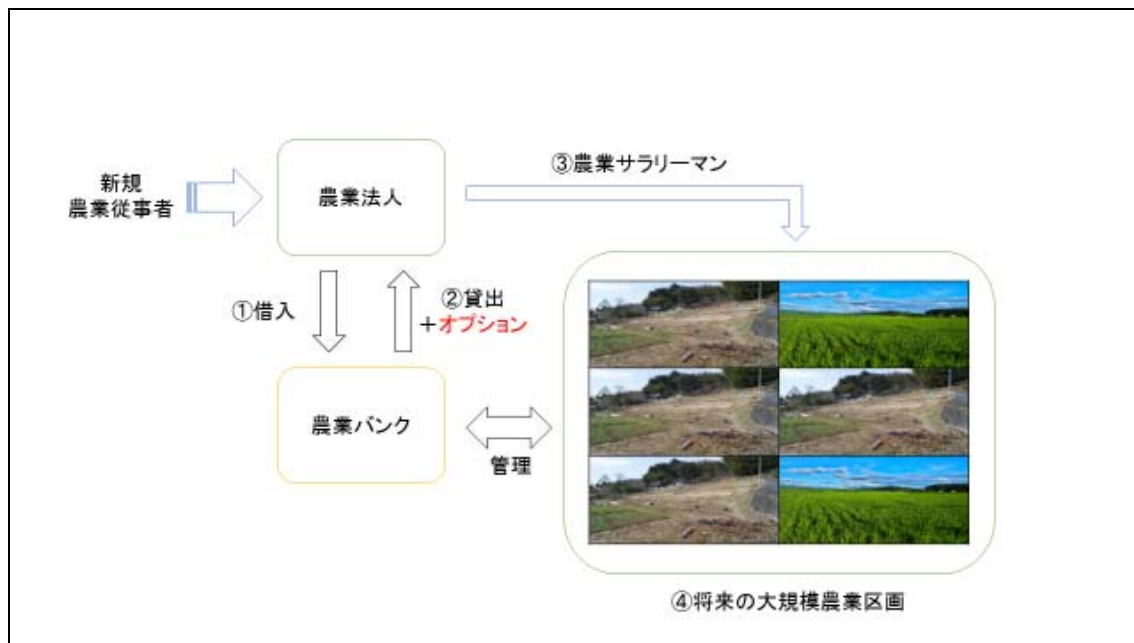
【資料 21】オプション付農地貸借の説明



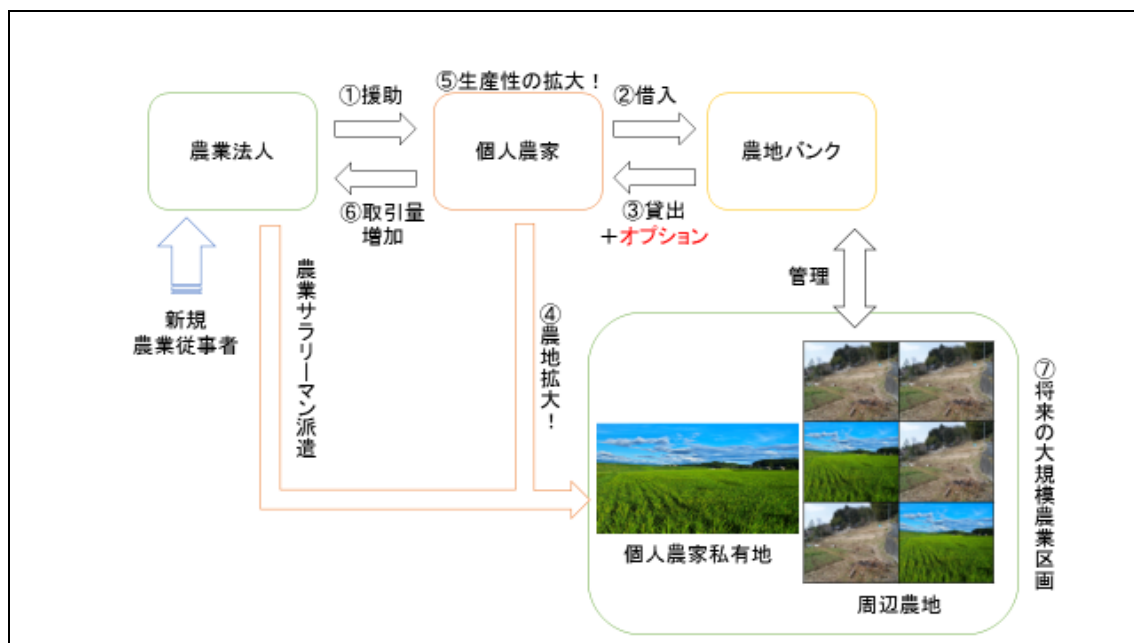
筆者作成

応募論文の本文＜5枚以内＞（1枚：35字×35行）

【資料 22】 直接方式：農業法人の新規借入による非活用地の活用



【資料 23】 間接方式：農業法人の契約農家援助による非活用地の活用



【図引用サイト】

<http://solar-nenkin.com/hunting-land/pv-candidate-lots-in-kibi-chuoh-town/>

<http://free-photos.gatag.net/2013/05/21/050000.html>

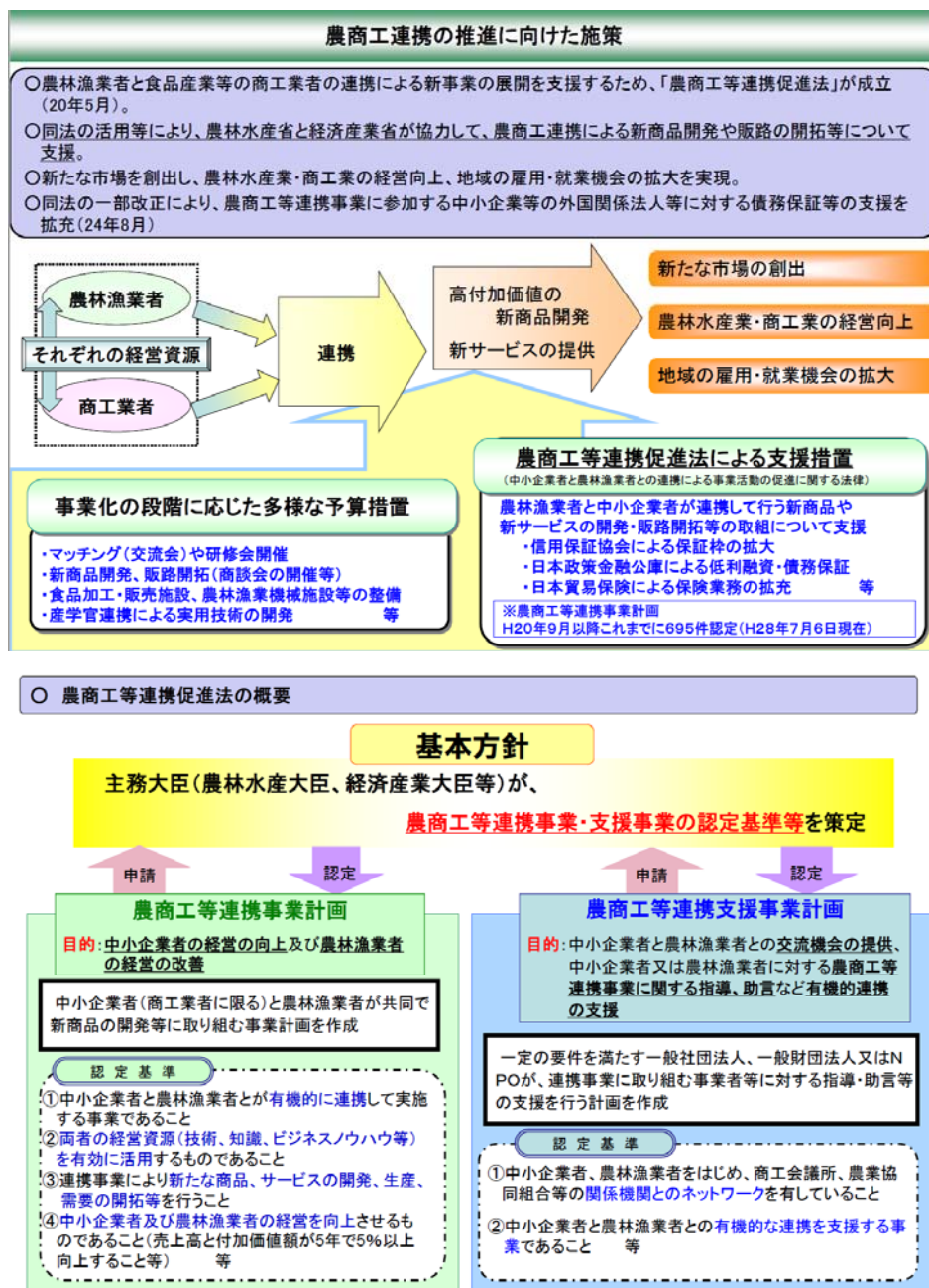
応募論文の本文＜5枚以内＞（1枚：35字×35行）

【資料 24-1】農商工連携の説明

農商工連携とは、農林水産業者と商工業者がそれぞれの有する経営資源を互いに持ち寄り、新商品やサービスの開発・提供、販路の拡大などに取り組むことである。農林水産省は、地域経済の活性化のため、農商工等連携促進法や予算措置により、経済産業省と連携して2007年からこの取組を支援している。

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/nosyoko/>

農林水産省 HP より筆者作成



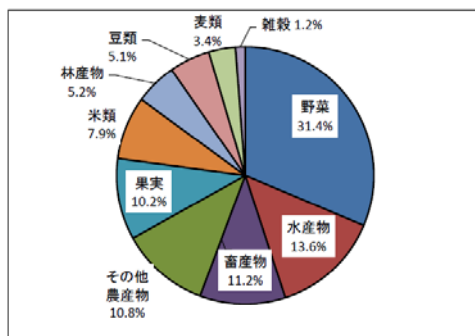
農工商等連携促進法に基づく農工商等連携事業計画の概要（平成28年7月6日現在）

（1）地域別の認定状況

地域	連携事業計画の認定件数	うち農畜産物関係	うち林産物関係	うち水産物関係
北海道	56	45	4	7
東北	64	55	1	8
関東	147	122	5	20
北陸	56	43	5	8
東海	91	75	5	11
近畿	80	70	3	7
中国四国	108	75	7	26
九州	73	58	6	9
沖縄	20	13	1	6
合計	695	556	37	102

（注）合計695件のうち、農林漁業者が主体となっている取組は44件（6.4%）である。

（3）事業計画で活用される農林水産資源



（2）認定件数の多い都道府県（件）

第1位	北海道	56
第2位	愛知県	55
第3位	静岡県	25
第4位	岐阜県	23
第5位	東京都・愛媛県	22

（4）認定事業の累計（件）

	計
①規格外や低未利用品の有効活用	113
②生産履歴の明確化や減農薬栽培等による付加価値向上	49
③新たな作目や品種の特徴を活かした需要拡大	161
④新規用途開拓による地域農林水産物の需要拡大、ブランド向上	319
⑤ITなどの新技術を活用した生産や販売の実現	31
⑥観光とのタイアップによる販路の拡大	14
⑦海外への輸出による販路の拡大	8
合計	695

認定事業計画の例

○農工商等連携事業計画 695件
○農工商等連携支援事業計画 17件
（平成28年7月6日現在）



<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/nosyoko/pdf/nou.pdf>

農林水産省「農工商連携の促進に向けた施策等について」より

応募論文の本文＜5枚以内＞（1枚：35字×35行）

【資料 24-2】農商工連携の事例

2.2. 地元産キャベツを使ったキムチの製造・販売 【群馬県前橋市】 ○農業者－製造業者－販売業者 ・ 従来、韓国・国内とも、キャベツを原料にしたキムチは無かったが、製造業者の長年にわたる乳酸菌に関する研究の結果、「キャベツキムチ」を開発。 ・ 「キャベツキムチ」推進委員会を発足し、関係業者一帯となった地元産統一ブランドで販売を実施。 ・ 加工品の増加により、キャベツの消費が拡大。 ・ 平成18年度売上：2,600万円 中核団体：群馬県漬物工業協同組合 	3.2. 地元農産物を活用した商品開発及びコンビニへの販路拡大 ○農業者－食品加工業者－コンビニ 【石川県金沢市】 ・ 農業生産法人南かわに、食品加工業者株式会社オハラが連携し、地元ブランド農産物と流通規格外食材を活用。プリン等を開発。 ・ 地元農産物を使用した菓子作りを通じて生産農家、メーカー、販売業者、消費者が笑顔になれる「4つの笑顔プロジェクト」として取組を深化。インターネットや有名パティシエのOEMを活用し商品販売。 ・ 株式会社Kサンクスが当該取組に賛同。「H OKURIKU MOT PROJECT」として株式会社オハラと連携し、新商品を企画、販売。 ・ 18年度売上：9,000万円 中核団体：株式会社オハラ 
3.0. 株式会社の農業参入による地域新ブランド商品の開発 【新潟県妙高市】 ○農業者(企業)－酒造業者等 ・ 株式会社の農業参入により、耕作放棄地を活用して強化ビニールハウスを建設し、無農薬大葉ハーブを周年生産。 ・ 市役所の仲介により、市内酒造業者の純正酒造麹との連携が実現し、無農薬大葉ハーブを使用した新たなリキュールを開発。 ・ 新たな取組としてホテルと連携し、大葉を利用した新メニューを開発。 ・ 平成19年度売上：500万円(リキュール) 中核団体：株式会社妙高ガーデン 	7.3. レモングラスを活用した農商工活性化 ○農業者－加工業者 【佐賀県武雄市】 ・ 武雄市長が収益性の高い中山間地農業の確立を呼びかけ。 ・ 市長の呼びかけに応え、武雄市内の農業者が結集して、栽培、加工が容易で収益性の高いレモングラスの栽培に着手。 ・ 市内加工業者と連携し、入浴剤やトコロテン、コンニャク、ゼリー等を開発。観光客者と連携し、武雄温泉街で開かれる朝市で販売。 ・ 平成20年2月に、レモングラス栽培力強化のため、「農事組合法人武雄そだちレモングラスハッピーファーマーズ」を立ち上げ。 中核団体：農事組合法人武雄そだちレモングラスハッピーファーマーズ 

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/nosyoko/pdf/88zirei.pdf>

農林水産省「農商工連携 88 選」より一部抜粋

【資料 25】消費者、農地、労働者、法人の相関図



筆者作成